

大 洲 市 教 育 委 員 会 4 月 定 例 会 会 議 録

1 開催の日時及び場所

令和5年4月24日（月） 午後2時00分

大洲市役所庁舎第一別館3階第2会議室

2 定数 5人

3 出席者

教育長	櫛 部 昭 彦
教育長職務代理者	山 内 光 郎
委 員	渡 邊 ひとみ
委 員	吉 岡 恵 一
委 員	久米山 雅 美

4 会議に出席した公務員の職氏名

教育部長	城 戸 弘 一
教育総務課長	加 納 紀 彦
学校教育指導監	西 山 慎 介
生涯学習課長	渡 邊 慎 二
文化スポーツ課長	脇 坂 剛
学校給食センター所長	深 部 一 男
教育総務課長補佐	藤 原 優 勝
教育総務課主事	清 水 小百合

5 傍聴人の数 0人

6 開会宣言

教育長 それでは、ただ今から、大洲市教育委員会「4月定例会」を開会いたします。

〔午後2時00分開会〕

7 前回の承認会議録

教育長 まず、「前回会議録の承認」についてお諮りいたします。去る、3月24日開催の定例会の会議録につきましては、すでに事務局から各委員に原案が提示されております。

この原案に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 特に、質疑・意見ありませんので、前回会議録につきましては、原案のとおり承認することにいたします。

8 教育長一般報告

教育長 次に、「教育長一般報告」に移ります。各所属長から順次報告をお願いします。

〔各所属長、順次、「教育長一般報告」を行う。〕

教育長 ただ今の「教育長一般報告」について、質疑・意見等はありませんか。なければ以上で、「教育長一般報告」を終わります。

9 議 事

教育長 それでは、これより議事に入りますが、「第34号議案」から「第36号議案」の議案3件については、議事の都合により、のちほど審議することにいたします。

教育長 次に、「報告事項」に移ります。「報告2 第3次大洲市子供読書活動推進計画について」を事務局より説明をお願いします。

〔生涯学習課長、「報告2」について説明する。〕

教育長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 それでは、次に移ります。

次の「報告3 大洲市立大洲小・久米小・大洲南中学校学校運営協議会及び喜多小・平小・大洲北中学校学校運営協議会の設置について」は、「第36号議案」の専決第2号に関連する事項であるため、のちほど報告することにいたします。

教育長 次に、その他に移ります。各委員さん方、何かありませんか。

山内職務代理者 つい先日の新聞に、学校給食の牛乳の事が載っていました。診断書を基にアレルギー体質の子供さんは飲まなくていいということだと思い

ます。これだけ食が豊かな時代になって、学校給食という中で、栄養バランスを考えてカルシウム摂取の大事さや、牛乳という商品が大切であるという認識はあるのですが、牛乳が嫌いで飲みたくないとか、最近では牛乳が嫌いな子が結構いると聞きます。そういう場合の対応については、大洲市はどのように対応されているのかお聞きします。

教育長 アレルギーではなくて、牛乳嫌いな子ということですね。

山内職務代理者 単なる好き嫌いではなく、どうしても飲めないとか、飲むと気分が悪くなるとか。

学校教育指導監 実は4月に、学校や市教委にも類似の問合せがありました。牛乳ではなく他に嫌いなものがあるとのことでした。アレルギーではなく嫌いでどうしても飲めない(食べられない)、それによって学校に行くのも嫌がっているとの内容でした。学校から保護者に連絡をし、どうしても嫌なら食べなくてもよいことを伝えています。学校としては、食育ということの必要性について考え、嫌いなものも徐々に食べられるようにしたいという思いはありますので、そこはご理解いただくよう保護者に伝えています。今後もこのような対応でいきたいと思います。昔は食べるまで遊んではいけないみたいなことを言っていましたが、今ではそれは通用しないと思われます。

山内職務代理者 東京の多摩市では、牛乳はいらないという児童生徒には提供しない、その代わり家からお茶などを水筒に入れて持ってくるとのことですが、今後そのようなお考えはないでしょうか。

学校教育指導監 嫌いなので配らないということですか。

山内職務代理者 そうです。

教育長 当然アレルギーの子は止めてますよね。それで4月に問合せがあった子供については牛乳は注文しているのですか。

学校教育指導監 はい、注文しています。

山内職務代理者 今は牛乳は家に持って帰れないのですかね。その場で飲まないから持って帰るということはできないのですよね。

学校教育指導監 はい、そうです。

山内職務代理者 その牛乳は捨てるのですか。

学校教育指導監 給食センターに返します。

水分補給に関しては、普段から水筒を持って来ていますので、それは問題ないかと思います。ただ、牛乳の栄養に関しては摂れていないということになります。

山内職務代理者 分かりました。そういう先例もあるので、今後考えていく必要がある

のかなと思い、お聞きしました。

部長 せっかくの御提言ですので、今後検討し対応も考えていかなければならない案件だと思います。

教育長 他にありませんか。

ないようでしたら、次に、事務局からありませんか。

〔学校給食センター所長、「その他① 大洲市学校給食費の管理に関する要綱の一部改正についてを説明する。〕

教育長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 他にありませんか。ないようでしたら次に、「5月定例会」の開催日程についてお諮りします。事務局の原案がありましたら説明願います。

〔教育総務課長、「原案」について説明する。〕

教育長 ただ今事務局より説明がありましたが、委員の皆さんの御都合はいかがでしょうか。

〔全委員、原案了承する。〕

教育長 それでは、次回定例会は、5月29日 月曜日 午後2時00分から、この市庁舎別館3階第2会議室において開催いたします。

ここで、お諮りいたします。

「第34号議案」から「第36号議案」までの議案3件については、人事に関する案件でありますので、「大洲市教育委員会会議規則」第12条の規定に基づき、非公開により審議したいと思います。

これに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長 挙手全員であります。よって、この議案の審議は、非公開とすることに決しました。

それでは、「第34号議案 大洲市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔生涯学習課長、「第34号議案」について説明する。〕

教育長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

それでは、これより採決いたします。

「第34号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長 挙手全員であります。よって、「第34号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、「第３５号議案 大洲市立博物館協議会委員の任免について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔文化スポーツ課長、「第３５号議案」について説明する。〕

教育長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 それでは、これより採決いたします。

「第３５号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長 挙手全員であります。よって、「第３５号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、「第３６号議案 専決した事件の報告並びに承認を求めることについて」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

なお、専決第２号に関連しては、報告３の説明をあわせてお願いします。

〔生涯学習課長、学校教育指導監、「第３６号議案」と「報告３」について説明する。〕

教育長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 それでは、これより採決いたします。

「第３６号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長 挙手全員であります。よって、「第３６号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

10 閉会宣言

教育長 以上で、本日の議事はすべて終了いたしましたので、これをもって本日の定例会を閉会することにいたします。

〔午後２時３７分 閉会〕

上記会議の顛末を記録して、その相違なきことを証するためここに署名する

教 育 長

教 育 長

職務代理者

委 員

委 員

委 員

上記、記 録 責 任 者